

契約保全・収納・保険金 取扱規定

7

契約者貸付・契約者貸付返済

旧日本興亜生命契約

契約者貸付・契約者貸付返済

旧日本興亜生命契約

■保険契約者は、解約返戻金および死亡保険（給付）金を担保として、会社の定める所定の限度額内で貸付を受けることができます。なお、貸付金の返済はいつでも可能です。

1. 契約者貸付

〈1〉取扱保険種類と貸付限度

保険種類	最高貸付限度額
終身保険 低解約返戻金型終身保険 無選択終身保険 特定疾病終身保険 養老保険 積立型終身保険 個人年金保険 こども保険 生存給付金付定期保険	以下のいずれか低い額 (1) 貸付日以後3年以内で最も低額の解約返戻金の90%（一時払または保険料払込済の場合は80%） ^{※1} (2) 貸付時点の死亡保険金（給付金）の90% ^{※2}
定期保険 低解約返戻金型定期保険 特定疾病保障定期保険 増定期保険	以下のいずれか低い額 ただし、残余保険期間が3年以内の場合は0とします。 (1) 貸付日以後3年以内で最も低額の解約返戻金の80% ^{※1} (2) 貸付時点の死亡保険金（給付金）の90% ^{※2}

※1 以下の特約の解約返戻金の一定割合を貸付原資として加算のうえ貸付限度額を計算します。

※2 以下の特約の死亡保険（給付）金額の一定割合は死亡保険金（給付金）ベースの貸付限度額に加算して、貸付限度額を計算します。

特約名称	特約の解約返戻金で貸付原資となる金額
・平準定期特約 ・特定疾病保障定期特約	貸付日以後3年以内で最も低額の解約返戻金
減定期特約、収入保障特約、配偶者定期、こども定期、終身保険特約 [※] 、養老保険特約 [※] 、(新)災害割増、(新)傷害、(新)災害入院、(新)災害退院療養、(新)疾病入院、(新)疾病退院療養、(新)成人病、(新)女性医療、こども医療生存給付金付定期の各特約、(解約返戻金あり)特別条件付保険特約 ※は旧パートナー生命特約	貸付日時点の解約返戻金

特約名称	特約の死亡保険金（給付金）で貸付限度額（死亡保険金（給付金）ベース）へ加算される金額
平準定期特約（保険期間の残余が3年超） 終身保険特約*、養老保険特約* ※は旧パートナー生命特約	死亡保険金額の90%
平準定期特約（保険期間の残余が3年以内） 特定疾病保障定期特約、生存給付金付定期特約、通減定期特約、収入保障特約、配偶者定期、こども定期、(新) 災害割増、(新) 傷害、(新) 災害入院、(新) 災害退院療養、(新) 疾病入院、(新) 疾病退院療養、(新) 成人病、(新) 女性医療、こども医療の各特約	死亡保険金（給付金）は貸付限度額に加算しません。

- 貸付限度額＝最高貸付限度額－自動振替貸付・契約者貸付残高（利息を含む）、千円未満切捨てとします。
- 死亡保険金が無い入院特約などの解約返戻金も貸付原資にするため、契約者貸付残高が死亡保険金を超えないように、貸付限度額は解約返戻金かつ死亡保険金（給付金）額の範囲内に制限します。
- 定期系主契約・特約の場合
貸付原資となる解約返戻金が保険期間後半では減少していくため、オーバーローン失効回避のため、3年以内の最も低額な解約返戻金を基準に貸付限度額を算出します。このため例えば半年前よりも解約返戻金が増加しているにもかかわらず、半年前の貸付可能額よりも現在の貸付可能額が低くなる場合があります（現在の解返金>3年後の解約返戻金の場合、3年後の解約返戻金で算出するためです）。
- 保険料の未収月の翌々月の貸付日の貸付可能額
未収保険料の入金があったものとして、計算した貸付可能額から未収保険料を差引いて貸付限度額を算出します。保険料を解約返戻金を上回ることは通常無いので、翌月中の貸付可能額よりも翌々月の貸付可能額は原則下がります。未収月の翌月下旬に試算しても、実際の貸付日が翌々月に入った場合は、前記により、試算金額よりも実際の貸付可能額が下がることに注意してください。
- 最低貸付額は初回5万円、貸付増額時1万円以上とします（千円単位で貸付）。
（初回には、過去の貸付を全額弁済している場合も含みます）

〈2〉取扱制限

以下の場合には取り扱いができません。

- (1) 失効契約
- (2) 延長定期に変更済みの契約
- (3) 年金支払開始日以降の個人年金保険契約
- (4) 養育年金の支払事由発生後のこども保険契約
- (5) 貸付額が初回5万円未満（貸増時1万円未満）の契約

〈3〉貸付金の取り扱い

貸付日	・ 本社からの貸付金振込日 原則として完備した契約者貸付請求書類の本社到着営業日の翌営業日に支払います。																
契約者貸付金の支払	・ 支払方法は、銀行振込（ゆうちょ銀行を含む） ・ 払出証書での支払いは取扱不可																
貸付利率	<p>・ 下記の表の通り 貸付利率（年2回見直しを行う）2017年4月現在</p> <table border="1"> <tr> <td>契約日が1999年4月1日以前の契約</td> <td>3.75%</td> </tr> <tr> <td>契約日が1999年4月2日～2001年4月1日の契約</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無配当・回払</td> <td>3.35%</td> </tr> <tr> <td>無配当・一時払終身</td> <td>3.00%</td> </tr> <tr> <td>利差配・回払</td> <td>3.15%</td> </tr> <tr> <td>利差配・一時払終身</td> <td>2.80%</td> </tr> <tr> <td>利差配・個人年金</td> <td>3.00%</td> </tr> <tr> <td>契約日が2001年4月2日以降の契約</td> <td>2.75%</td> </tr> </table> <p>(注) 利息は日割計算</p>	契約日が1999年4月1日以前の契約	3.75%	契約日が1999年4月2日～2001年4月1日の契約		無配当・回払	3.35%	無配当・一時払終身	3.00%	利差配・回払	3.15%	利差配・一時払終身	2.80%	利差配・個人年金	3.00%	契約日が2001年4月2日以降の契約	2.75%
契約日が1999年4月1日以前の契約	3.75%																
契約日が1999年4月2日～2001年4月1日の契約																	
無配当・回払	3.35%																
無配当・一時払終身	3.00%																
利差配・回払	3.15%																
利差配・一時払終身	2.80%																
利差配・個人年金	3.00%																
契約日が2001年4月2日以降の契約	2.75%																
利息繰入	・ 利息繰入日は貸付日以降に到来する年単位の貸付応当日 既に契約者貸付の残高があり、追加貸付を実行する場合、それまでの経過利息を新たな貸付元本に繰り入れます。																
貸付金の返済	・ いつでも受け付けます。 ・ いくらからでも受け付けます。 ・ 保険金支払時、解約・内容変更時など支払発生時に精算します。																

〈4〉手続き

すみやかに以下いずれかの対応をします。

(1) お客さま自身から電話またはLINEで依頼する

以下の条件を満たす場合には契約者からカスタマーセンターへの直接のお電話、またはLINEでのお手続きで契約者貸付の申込・手続きが完了します（請求書類の提出は不要です）。

海外渡航中の方は電話・LINEでの契約者貸付はお受けできません。

【受付条件】

- ① 契約者本人による電話・LINE
- ② 個人契約（個人事業主を含む）
- ③ 支払金額300万円以下（証券単位）かつ支払口座は保険料振替口座に限る
- ④ 口座振替契約かつ保険料振替口座は契約者本人名義に限る

(2) 営業サポートセンターへ契約者貸付手続きを依頼する

営業サポートセンターからカスタマーセンター経由で契約者宛て^{*}に必要な書類を送付しますので、契約者から、必要書類に記入のうえ、同封の返信用封筒で本社に返送していただきます。

※ 送付先を代理店に変更することも可能です。

(3) 契約者から必要書類を取り付け、ひまわり生命へ提出する

必要書類は〈5〉必要書類を参照してください。

〈5〉必要書類

書類名	備考									
契約者貸付申込書 契約者貸付請求書	<ul style="list-style-type: none"> ・「契約者貸付申込書（旧日本興亜生命専用帳票）（印刷物番号：802666）」を使用します。 ・はじめて契約者貸付制度を利用する場合のみ収入印紙200円を貼付します（契約者負担）。 ・印鑑証明書提出時は実印を押印します。 ・送金先は、契約者本人名義または保険料振替口座を指定します。 									
保険証券 ^{*3}	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証券は、最新のものでなくても取扱可能とします。 ただし、契約者変更が発生している場合は、別人（別法人）からの請求を抑止するため、変更後の保険証券に限りませす。 ・紛失時は保険証券再発行手続きを同時に行いますので契約者の公的書類^{*1*4}（法人契約の場合は印鑑証明書原本）^{*5}が必要です。 									
契約者の公的書類 ^{*1} ・ 印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑証明書^{*5}は、発行日から6か月以内の原本または写しを提出します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>証券あり</th> <th>証券なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払金額 500万円以下</td> <td>不要</td> <td>契約者の公的書類^{*1*4} （法人契約の場合は印鑑証明書原本^{*5}）</td> </tr> <tr> <td>支払金額 500万円超</td> <td>契約者の公的書類^{*1} （法人契約の場合は印鑑証明書原本^{*5}）</td> <td>契約者の公的書類^{*1} （法人契約の場合は印鑑証明書原本^{*5}）</td> </tr> </tbody> </table>		証券あり	証券なし	支払金額 500万円以下	不要	契約者の公的書類 ^{*1*4} （法人契約の場合は印鑑証明書原本 ^{*5} ）	支払金額 500万円超	契約者の公的書類 ^{*1} （法人契約の場合は印鑑証明書原本 ^{*5} ）	契約者の公的書類 ^{*1} （法人契約の場合は印鑑証明書原本 ^{*5} ）
		証券あり	証券なし							
	支払金額 500万円以下	不要	契約者の公的書類 ^{*1*4} （法人契約の場合は印鑑証明書原本 ^{*5} ）							
支払金額 500万円超	契約者の公的書類 ^{*1} （法人契約の場合は印鑑証明書原本 ^{*5} ）	契約者の公的書類 ^{*1} （法人契約の場合は印鑑証明書原本 ^{*5} ）								
特定取引に関する届出書 【保全用（個人）または （法人）】	CRSに基づく居住地国届出対象となる保険種類の契約において、居住地国の変更がある場合や犯罪収益移転防止法に基づく本人確認を実施する場合（「確認済の確認」としない場合）は、居住地国の届出が必要となります。									
その他	質権設定契約の場合は上記書類に追加して、「契約者貸付同意通知書」「質権設定承認兼質権設定請求書」（質権者から回収）を質権者から取り付けます。なお、支払金額が500万円超の場合でも質権者の印鑑証明書の添付は不要です。									

- ※1 契約者の公的書類は、次の書類いずれかの写しを提出します。
運転免許証、資格確認書^{*2}、パスポート^{*6}、マイナンバーカード（表面）^{*3}、運転経歴証明書等
- ※2 「資格確認書」の取扱いについて
写しを提出する場合、資格確認書は保険者番号、被保険者記号・番号（読み取ると記号・番号が分かるQRコード含む）を復元できない程度にマスキングしてください。
- ※3 「マイナンバーカード」の取扱いについて
写しを取得する場合は、必ず表面のみとしてください。万が一、裏面のマイナンバーおよびQRコードの写しが提出された場合、復元できない程度にマスキングしてください。
- ※4 対面手続きで以下の条件を満たす場合は、提出不要です。
- ・法人契約でないこと
 - ・支払金額が500万円以下であること
 - ・親権者および後見人等からの請求でないこと
 - ・質権契約でないこと
 - ・対面で契約者の本人確認を実施していること
 - ・犯罪収益移転防止法対象外の手続きであること
 - ・本人確認実施者が請求書に以下の内容について、証券番号付近の余白に朱書きで記入していること
 - （ア）本人確認書類名
 - （イ）本人確認済みであること
 - （ウ）確認者の署名
- ※5 印鑑証明書は写し（発行日から6か月以内）の提出でも取扱可能とします。
なお、写しを提出とする場合は、原本と同一サイズの写しを提出してください（縮小不可）。
- ※6 氏名・住所および生年月日の記載がある、有効期限内のものに限ります。

〈7〉オーバーローン失効

自動振替貸付金（APL）や契約者貸付金の元本と利息の合計金額が当該契約の解約返戻金を上回る場合、オーバーローンとなり契約が失効します。

保険料の未入金による通常の失効と異なり、正常に保険料が払い込まれていても、また、一時払契約でも契約者貸付金の元本と利息の合計金額が解約返戻金を上回る場合は失効となりますので、オーバーローン失効防止のためには返済期限（失効日前日）までに貸付金の返済が必要です。

特に定期系商品の場合、解約返戻金は満了時に0円となるため、貸付残高があると必ずオーバーローン失効することを、契約者貸付の受付の際には契約者に案内して注意いただく必要があります。

■各種通知物

送付先	通知物	送付時期
代理店	オーバーローン失効予定契約一覧表 自動振替貸付・契約者貸付金の元本と利息の合計金額が解約返戻金を上回りオーバーローン失効となる契約についての失効予告リスト ＊取扱営業店経由で送付	失効予定日の3か月前中旬
	累積失効契約一覧表 返済期限までに貸付金の返済が行われず失効した場合のフォロー用リスト ＊本社から直送	失効月中旬
契約者	お貸付金返済のご依頼 自動振替貸付・契約者貸付金の元利合計金額が解約返戻金を上回り失効となる契約の失効予告と貸付金返済依頼の案内ハガキ。 返済期限と返済期限時点の貸付金の元本と利息の合計額を表示します。 返済期限までに超過金額の返済がない場合は失効となり復活の手続きが必要となります。	失効予定日の3か月前中旬
	保険契約失効のご案内 返済期限までに貸付金の返済が行われず、失効した場合の案内 「ご契約の失効理由」欄の「貸付限度額オーバー」に「＊」を表示します。	失効月中旬

■ 帳票見本：お貸付返済のご依頼

作成日 XXXX 年 4 月 10 日

お貸付金返済のご依頼

拝啓 毎々格別のお引立てを御礼申し上げます。
さて、現在ご利用いただいております下記契約のお貸付につきまして、右記返済期限を過ぎますと、貸付元金のご契約の解約返戻金を超過し、ご契約が失効いたします。
つきましては、右記記載内容をご覧いただき、ご返済いただきますようお願い申し上げます。

なお、既に返済いただいているにも関わらず、行き違いにより本状がお手元が届きました場合には、何卒ご教諭いたします。

敬具

下記返済期限までに、貸付金をご返済下さい。
返済方法および返済金額については、表記の
お問い合わせ先までご照会下さい。

1. 返済期限
XXXX 年 6 月 30 日

2. 返済期限日 (XXXX 年 6 月 30 日) 時点での
貸付元金合計金額
8,470 円
(返済日によって、上記金額と異なる場合があります。)

【ご注意】
返済期限までに貸付金をご返済いただけない場合は、
ご契約は失効します。

【ご契約の内容】	
証券番号	90000000005
保険種類	定期保険
ご契約者名	日興 太郎
被保険者名	日興 太郎
契約日	1999 年 4 月 1 日
保険期間	10 年
お貸付金種類	保険料お立替金

SOMPOひまわり生命保険株式会社

■ 帳票見本：保険契約失効のご案内

保険契約失効のご案内

毎々格別のお引立てをいただき厚くお礼申し上げます。
さて、ご契約いただいております左記契約につきましては、以下の理由により失効となりましたので、ご案内申し上げます。

1. ご契約の失効理由が「保険料未払」の場合
保険料のお払込みがないまま、猶予期間を経過いたしましたので、ご契約は失効いたしました。

2. ご契約の失効理由が「貸付限度額オーバー」の場合
契約者貸付金およびお立替金の元利合計額が所定の限度額を超えましたので、ご契約は失効いたしました。

従いまして、以降保障事故が発生しても保険金・給付金のお支払はできませんのでご了承願います。
つきましては、下記をご参照の上、必要なお手続きをお取りください。
※「貸付限度額オーバー」の場合、差引ご返還金は 0 円で表示しています。

SOMPOひまわり生命保険株式会社

【お問い合わせ先】 カスタマーセンター
0120-563-506
【代理店/取扱者】

主契約保険種類	定期保険	証券番号	142
契約日	1999 年 10 月 1 日	払込期月	2020 年 8 月
支払方法 回 費	月払	支払方法 解 務	口座
失効日	2020 年 8 月 1 日	ご契約の失効理由	保険料未払 貸付限度額オーバー
失効に伴う解約返戻金 A	409800 円	お立替元利金 B	0 円
契約者貸付元利金 C	412252 円		
すえ置金および前納金残額 D	0 円	配当金 E	0 円
		差引ご返還金 A - B - C + D + E	0 円
営業店コード	W66J	代理店 取扱者コード	0062
		整理連番1

【受付時間】 月～金 9:00～18:00
土 9:00～17:00 (日・祝日および12月31日～1月3日は除きます)

ご契約失効の場合の取扱いについて

以下のような手続で保険契約を復活することができます。ご加入時の年齢の保険料でご契約を継続できますので、新たにご加入になるよりお得です。また、失効後3か月以内に復活する場合は、健康状態の診査が必要なご契約でも、診査を受けず原則告知書のみで復活手続が可能です。

(ご参考) 解約の場合の返戻金 円

(ご参考) 保険料お引取り口座

証券番号	142
営業店	
代理店 取扱者	

金融機関名 信組 支店
科 目 普通 口座番号 ****
名 義 人
通帳記号 通帳番号
個人情報保護のため、口座番号の一部を不表示としております。

【保険契約の復活をご希望の場合】

復活（保険の再開）につきましては、被保険者さまのご健康状態を告知していただく必要があります。
同封の「復活請求書兼告知書」に必要事項をご記入、ご捺印のうえ、返信用封筒にて弊社までご返送ください。
弊社で告知内容を拝見させていただいた結果、ご契約の復活が可能の際は、弊社から追って復活保険料のお支払いについてご案内させていただきます。
＜ご注意いただきたいこと＞
◆被保険者さまのご健康状態や過去のご請求内容等によっては、復活の承諾をいたしかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。その際は、書面にてご通知させていただきます。
◆復活は、失効日より3年以内（無選択型終身保険は3か月以内、医療保険・がん保険は1年以内、日本火災パートナー生命での加入契約を除く特別条件付き契約は2年以内）かつ、保険期間を限度としてお取扱いいたします。
◆復活後の告知義務違反や自殺死を判定する際に基準となる責任開始日は復活日となります。

【解約のお手続きをご希望の場合】

復活を希望せず、解約手続きをご希望のお客さまは、必要なお手続きにつきましてご案内させていただきますので、上記【お問い合わせ先】までお申し出ください。
保険料払込の猶予期間内に保険料をお払込みいただいているにもかかわらず、このご案内が届いた場合や、既に復活をされ、承認書を受け取られたにもかかわらず、後にこのご案内が届いた場合は、事務上の行き違いによるものでございますので、何卒ご容赦いただきますようお願いいたします。

2. 契約者貸付金の返済

〈1〉返済方法の確認

契約者に連絡し、以下いずれかの返済方法で返済を依頼します。

返済方法	返済日	特記事項
郵便振替	郵便局・ゆうちょ銀行の受付日	払込取扱票は、契約者貸付時・一部返済時および利息繰入時に契約者宛てに送付されています。振込手数料は会社負担となります（コンビニエンスストアでの払い込みは不可）。 *ゆうちょ銀行での現金利用時の加算料金は契約者負担となります。
取扱営業店口座への銀行振込	取扱営業店口座への着金日	振込手数料は契約者負担となります。
取扱営業店への現金持参	取扱営業店受付日	200万円を超える領収の場合には、保険種類に関わらず「本人確認書（印刷番号 800803）」の提出が必要なため、契約者に本人確認書類を持参するよう案内します。
代理店経由	取扱不可 *代理店委託契約に含まれないため、返済金の領収はできません。	

〈2〉返済時の注意事項

返済金の振分け	契約者貸付の返済は元利均等返済のみ取り扱います（元金のみ・利息のみの返済はできません）。
返済可能金額	返済額の制限はありません（いつでも希望の金額を返済できます）。
利息計算	利息は日割計算なので、返済日により経過利息は異なります。 貸付経過日数は、貸付日を含まず、貸付日の翌日から返済日を含めた経過日数を計算します。

〈3〉手続き完了連絡

送付先	通知物	送付時期
契約者	契約者貸付金残高のお知らせ ■一部返済の場合 ・お貸付金ご返済のお知らせ ・お手続き完了のご案内 ■全部返済の場合 ・お手続き完了のご案内	手続き完了後5営業日以内に本社から発送します。

